

固定資産の評価替えを行いました

問 財務課 資産税係 ☎62-9124

● 固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」という）を所有している人がその固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

● 固定資産を評価し、その価格等を決定します

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格を基に課税標準額を算定します。土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、1月1日（賦課期日）現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度と第三年度は、新たな評価を行わないで基準年度の価格をそのまま据置きます。

ただし、第二年度又は第三年度において①新たに固定資産税の課税対象となった土地又は家屋、②土地の地目の変換、家屋の増改築などによって基準年度の価格によることが適当でない土地又は家屋については、新たに評価を行い価格を決定します。

● 評価替えとは

固定資産税は、固定資産の価値である「適正な時価」を課税標準として課税を行うものです。土地と家屋については、3年間価格を据置く制度、言い換えれば3年ごとに価格を見直す制度がとられており、これを「評価替え」と言います。

● 土地

土地の評価は、固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法で行います。固定資産税上の地目に関わらず、その年の1月1日（賦課期日）現在の土地の状況で認定します。宅地の場合は、町内を土地の利用状況の似た地域にグループ分け（状況類似地域という）し、地域内の標準的な宅地の鑑定評価などを基に評価額が決まります。平成30年度の評価替えでは、そのグループを同じ利用状況になるよう、状況類似地域の見直しを行いました。

● 家屋

家屋の評価は、固定資産評価基準に基づき再建築価格（評価対象家屋と同一のものを評価の時点で新築するとした場合に必要とされる建築費）を基準とする方法によって求めることとされています。評価額は評価対象となる家屋の評点数を求め、それに評点一点当たりの価額を乗じて算出します。

在来分の家屋については、基準年度（3年ごと）に評価替えが行われます。具体的には、基準年度の前年度の再建築費評点数に3年間の建築物価の変動を反映して新たな再建築価格を算出し、これに建築後の年数経過によって生ずる損耗の状況で減価を行い評価額を求めます。評価替えにより算出された評価額が前年度の評価額を超える場合には、前年度の評価額に据え置かれます。

平成30年度の評価替えでは、新增築家屋と在来分の家屋につき、算出された評価額を反映しました。

木造住宅の耐震診断・改修費用の補助について

問 建設課 都市計画係 ☎62-9216

平成23年の「東日本大震災」「長野県北部地震」や平成28年の「熊本地震」等、日本各地で地震が発生しています。糸魚川―静岡構造線上で地震が発生した場合のマグニチュードは8.0になると予想されており、建築物被害の他、人的被害も甚大であると予想されています。

富士見町耐震改修促進計画は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断と耐震改修（補強工事等）を促進することにより、町民の生命・財産を守ることを目的として実施しています。

● 対象となる住宅

- ・昭和56年（1981年）5月31日以前に着工
- ・木造在来工法
- ・長屋及び共同住宅以外の個人所有

◇耐震診断

- ・診断士が耐震性を調査します。
- ・無料で実施できます。

◇耐震補強

- ・耐震診断を受けた方が対象です。
- ・工事費の1/2を補助します。（上限100万円）

